

### 第3回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和5年8月4日（金）13:30～

岐阜合同庁舎4階B会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、令和5年度第3回岐阜県最低賃金専門部会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、3名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、栗山部会長よろしくお願いたします。</p>
栗山部会長	<p>ただ今から、令和5年度第3回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p><b>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定」</b>についてです。</p> <p>事務局で、全国の結審状況を把握していれば説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>では、御説明いたします。本日結審を予定している局は神奈川、愛知、広島でございます。</p> <p>金額については、まだ確認出来ていない状況です。</p> <p>以上です。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当部会では、本日結論が出せるように希望しておりますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>前回の専門部会におけるそれぞれの御意見をここで確認しておきますと、</p> <p>労働者側は、</p>

- ・近隣県（特に愛知県）と比較して岐阜県の最低賃金は低く格差が年々広がっていること。
  - ・最低賃金は労働者の生存権を確保する重要な位置付けであること。
  - ・労働組合が未組織であり春闘等の恩恵を受けない労働者の生活改善に必要なものであるということ。
  - ・地域間格差を縮小しなければいけないということ。
  - ・岐阜県においては労働力不足が激しいという状況から最低賃金の引上げをきちんとしなければならないこと。
- といった御意見でありました。

引上げ額につきましては、2022 連合リビングウエイジに基づき時間額 1,030 円（目安額 40 円+80 円）を要望されております。

一方使用者側の御意見としましては、

- ・中央では生計費を重視した目安でありましたが、岐阜県は中小企業の比率が高く中小企業は厳しい経営状況にあることから、中小企業の経営の深刻化、地域経済及び雇用の実態に基づいた賃金の支払能力についても、しっかり議論して、3要素をきちんと考慮して決めるべきであるということ。
- ・企業物価が消費者物価を上回っており、価格転嫁を行おうとすると取引停止も覚悟しなければならない厳しい状況があるということ。
- ・他県との最低賃金の差が労働力の移動となるのかは疑問である。

といった御意見がありました。

最低賃金の一定の引上げについては御理解を示されていまして、引上げ額につきましては、第4表③Bランクの賃金上昇率 2.4%は生計費及び支払能力を総合的に勘案して出した数字であることから、この数字を基準とし、22円アップの910円から932円の引上げという御意見でございました。

	<p>このように労使の主張にはまだまだ大きな隔たりがあります。本日個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたら、お伺いしておきますがいかがでしょうか。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いします。</p>
栗本委員	特にありません。
栗山部会長	それでは、使用者側はいかがでしょう。
澤村委員	<p>いま御説明を頂きました中で1点申し上げたいと思います。</p> <p>引上げ額ということで御提示されました1,030円、使用者側932円ということでありましたが、中央審議会におきましても、使用者側の提示額の出発点が2.1%、20円というところに対しまして、私共は今回急激な物価上昇に伴う一定の最低賃金の引上げには理解を示していることから、今回はこれを上回る2.4%、22円という出発点の額を出させていただいた訳ですけど、昨日の御提示額とは大きな開きがあるということで、驚きをもって受け止めさせていただいているということをお願いしたいと思います。</p>
栗山部会長	ありがとうございました。他に御意見はよろしいでしょうか。
各側委員	(発言なし)
栗山部会長	<p>それでは、これより公労・公使で個別に御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>なお、公労・公使の二者協議につきましては、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断し非公開といたします。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。</p>

	事務局から連絡事項をお願いします。
平野室長	<p>それでは、公労の二者協議を行いますので、公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。</p> <p>傍聴人の皆様に御案内申し上げます。公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
(各側との個別協議)	
栗山部会長	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>労使双方から個別に御意見を伺いました。その内容を簡単でございますが報告いたしますと、</p> <p>労働者側からは、</p> <p>前回、40円プラス80円の提案をいただきました。連合リビングウェイジに沿った提案ではありますが、歩み寄りの御意見としましては地域間格差を縮めたいという御意見をいただきまして、42円という御提案をいただきました。</p> <p>続きまして、使用者側からは中小企業の経営の状況の厳しさ、価格転嫁が難しいということや下請企業比率が全国でも高い70%を超えている状況であり、そして、エネルギー価格の上昇も自社負担しなければならないという状況も他県より厳しい状況にあるということ。</p> <p>しかしながら、労働者の生活が厳しい状況にあることも理解し得るところで、歩み寄りの意見として、38円という提案がなされました。</p> <p>その後も、審議を続けましてお互いに歩み寄りをいただいたところではございますが、まだまだ、本日今の状況としては、意見の一致を見るに至らない状況であります。</p> <p>そこで、公益委員から目安どおりのプラス40円という提案をしたいと思っておりますので、労使委員の皆様については、是非全会一致で結審できますよう御検討をお願いしたいと思います。</p>

	<p>それでは、三者の場で何か御意見があれば、伺いたいと思いますが、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>公益委員の 40 円承っておきます。ただ、労側としましては、目安プラス 1 円というところにこだわっていきたいと思いますので、そのことだけは申し添えておきたいと思います。</p>
栗山部会長	<p>それでは、続きまして使用者側委員として、何かこの場で御発言されたいことはありますでしょうか。</p>
澤村委員	<p>本日、全て申し上げさせていただきましたので、今の段階ではございません。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。 それでは、本日の審議はここまでとしまして、労使とも一度持ち帰っていただいて、御検討いただき次回の専門部会では、是非全会一致での結論が出ますようによろしくお願いしたいと公益委員は希望しております。</p>
栗山部会長	<p>次に<b>議題 2 「その他」</b>ですが、事務局から何かありますか。</p>
平野室長	<p>昨日の専門部会において、使用者側委員から最低賃金の引上げに伴う政府への施策等の要望について、審議会として提言していくべきとの御意見がありました。 この件については、次回の審議会の場で改めて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。 以上となります。</p>
栗山部会長	<p>それでは、本日の専門部会は、これをもちまして閉会といたします。 次回の専門部会は、8月7日(月)午前9時30分から開催します。 それでは、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>